

○水産業競争力強化緊急事業業務要領（別添 7） 一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>水産業競争力強化緊急事業業務要領（別添 7）</p>	<p>水産業競争力強化緊急事業業務要領（別添 7）</p>
<p>○ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業</p> <p>（事業実施者）</p> <p>第 1 条 本事業の事業実施者は、第 1 号から第 3 号のいずれかを満たす者とし、共同で使用する実態のある漁業用機器等（以下「機器等」という。）を導入しようとする事業実施者については、共同での実施を認めることとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）浜の活力再生広域プランに関連する浜の活力再生プラン（以下「浜プラン」という。）に取り組む地域水産業再生委員会（以下「地域再生委員会」という。）が、<u>令和 4 年度末</u>までの浜の活力再生広域プランへの発展を目指して広域浜プラン策定調整協議会（以下「調整協議会」という。）を設立した場合は、当該調整協議会に参画する地域再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人。ただし、本規定において、浜の活力再生広域プランの策定を目指し、広域水産業再生委員会が設置されている場合は、「調整協議会」とあるのを「広域水産業再生委員会」と読み替える。</p> <p>（3）（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は、事業実施者としない。</p> <p>（1）平成 27 年度から <u>令和 3 年度</u>の補正予算で実施した本事業により機器等を導入した者</p> <p>（2）～（5）（略）</p> <p><u>3 前項（1）の規定にかかわらず、導入した機器等の処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）が経過し、第 2 条で規定する目標（K P I）を達成した者又は目標（K P I）未達だが漁労収入の増額方策、漁労支出の削減方策などの対応方策を策定し、地域水産業再生委員会が確認・決定した者であって、広域水産業再生委員会が目標（K P I）の達成等を確認した上で本事業の 2 度目の活用を決定した者は、事業実施者となることができる。</u></p> <p><u>4 前項に規定する者が本事業の事業実施者となることができるのは、1 回限りとする。</u></p> <p><u>5 本事業の事業実施者は、導入した機器等の処分制限期間において、漁業経営セーフティネット構築事業実施要領（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 3037 号）に基づくセーフティネットに継続して加入しなければならない。</u></p> <p><u>6 本事業の助成要件を全て満たした機器等の導入に係る助成額の合計が予算額を超えた場合、事業実施者の選定は抽選等により行うことがある。</u></p> <p><u>7 軽石による被害を回避するための海水こし器（以下「海水こし器」という。）を導入しようとする者については、1 項（1）の適用については、浜の活力再生広域プランを策定した広域水産業再生委員会に参画し、漁業を営む個人又は法人であれば足りるとし、2 項（1）か</u></p>	<p>○ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業</p> <p>（事業実施者）</p> <p>第 1 条 本事業の事業実施者は、第 1 号から第 3 号のいずれかを満たす者とし、共同で使用する実態のある漁業用機器等（以下「機器等」という。）を導入しようとする事業実施者については、共同での実施を認めることとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）浜の活力再生広域プランに関連する浜の活力再生プラン（以下「浜プラン」という。）に取り組む地域水産業再生委員会（以下「地域再生委員会」という。）が、<u>令和 3 年度末</u>までの浜の活力再生広域プランへの発展を目指して広域浜プラン策定調整協議会（以下「調整協議会」という。）を設立した場合は、当該調整協議会に参画する地域再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人。ただし、本規定において、浜の活力再生広域ランの策定を目指し、広域水産業再生委員会が設置されている場合は、「調整協議会」とあるのを「広域水産業再生委員会」と読み替える。</p> <p>（3）（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は、事業実施者としない。</p> <p>（1）平成 27 年度から <u>令和 2 年度</u>の補正予算で実施した本事業により機器等を導入した者</p> <p>（2）～（5）（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>3 本事業の事業実施者は、導入した機器等の処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）において、漁業経営セーフティネット構築事業実施要領（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 3037 号）に基づくセーフティネットに継続して加入しなければならない。</u></p> <p><u>4 本事業の助成要件を全て満たした機器等の導入に係る助成額の合計が予算額を超えた場合、事業実施者の選定は抽選等により行うことがある。</u></p> <p><u>5 軽石による被害を回避するための海水こし器（以下「海水こし器」という。）を導入しようとする者については、1 項（1）の適用については、浜の活力再生広域プランを策定した広域水産業再生委員会に参画し、漁業を営む個人又は法人であれば足りるとし、2 項（1）か</u></p>

ら（3）まで及び5項の規定は適用しない。

（助成対象機器等と助成対象経費）

第2条

1 助成対象機器等

本事業において助成の対象となる機器等は、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を10%以上向上する目標（KPI）の達成に資するものであり、かつ、処分制限期間が5年以上のものとし、海水こし器以外のものについては1個人又は1法人当たり1機種1台（一式）までとする。

（1）省力・省コスト化に資する機器等

被代替機器等と比較し省力・省コスト化により目標（KPI）達成を目指す機器等。なお、省コスト化のうち、省エネを目的とした機器等を導入する場合、別紙に定める機器導入指針に基づいた以下の機器等とする。

ア 漁船用エンジン（船内機又は船外機）

現在使用している漁船用エンジンと比べ5%以上燃油使用量が削減可能で、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業において、水産庁長官承認の「省エネ機器設備基準」に記載されたもの

イ その他の機器等

現在使用している機器と比べ10%以上燃油使用量が削減可能な省エネ機器等

（2）・（3）（略）

2 助成対象経費

（1）助成対象経費は、前項の機器等本体価格の1/2以内（下取価額を控除し、消費税を除く。）を助成する。また、助成金の上限額は2,000万円以内、助成金の額は千円単位（千円未満切捨て）とし、機器等本体価格以外の経費は一切認めない。

（2）（1）の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの事業完了に限り、第1項（1）のイ及びイの機器等を導入する場合は、機器本体及び当該機器の設置の費用を助成対象とする。

3 事業適用期間

本事業による機器等の導入は、助成金交付決定の日から令和5年3月31日までに完了するものとする。

4（略）

第3条～第12条（略）

別記様式第8-1号（略）

別記様式第8-1号別添

事業実施者の概要と実施計画

1・2（略）

ら（3）まで及び3項の規定は適用しない。

（助成対象機器等と助成対象経費）

第2条

1 助成対象機器等

本事業において助成の対象となる機器等は、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を10%以上向上する目標（KPI）の達成に資するものであり、かつ、処分制限期間が5年以上のものとし、海水こし器以外のものについては1個人又は1法人当たり1機種1台（一式）までとする。

（1）省力・省コスト化に資する機器等

被代替機器等と比較し省力・省コスト化により目標（KPI）達成を目指す機器等。なお、省コスト化のうち、省エネを目的とした機器等を導入する場合、別紙に定める機器導入指針に基づいた以下の機器等とする。

ア 漁船用エンジン（船内機又は船外機）

現在使用している漁船用エンジンと比べ5%以上燃油使用量が削減可能で、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業において、水産庁長官承認の「省エネ機器設備基準」に記載されたもの

イ その他の機器等

現在使用している機器と比べ10%以上燃油使用量が削減可能な省エネ機器等

（2）・（3）（略）

2 助成対象経費

助成対象経費は、前項の機器等本体価格の1/2以内（下取価額を控除し、消費税を除く。）を助成する。また、助成金の上限額は2,000万円以内、助成金の額は千円単位（千円未満切捨て）とし、機器等本体価格以外の経費は一切認めない。

（新設）

3 事業適用期間

本事業による機器等の導入は、助成金交付決定の日から令和4年3月31日までに完了するものとする。

4（略）

第3条～第12条（略）

別記様式第8-1号（略）

別記様式第8-1号別添

事業実施者の概要と実施計画

1・2（略）

3. 漁業経営の状況及び今後の競争力強化対策

(1) (略)

(2) 競争力強化の取組

種別	種別	メーカー名	型式・機種等
導入機器等	(kW)		
<p>・被代替機器、導入機器の機種等</p>			
<p>・機器等を導入することにより得られる効果 ※機器導入により具体的に得られる効果等(数値など)、性能アップでの生産性向上、又は油費等削減の省力・省コスト化の内容を記載</p>			
<p>・収益向上(KPI 10%向上)の取組内容 ※機器導入の効果だけに限らず、「浜の活力再生プラン」及び「浜の活力再生広域プラン」などの施策などを含めた漁業所得が10%以上向上すると想定される取組を記載</p>			
<p>・業務要領第2条第1項の支援対象機器の中で該当する項目に☑を付して下さい。</p>		<p>(1) 省力・省コスト化に資する機器 □ア：漁船用エンジン(船内機または船外機) □イ：その他の機器</p> <p>(2) 生産性向上に資する機器 □ア：漁船用エンジン(船内機または船外機) □イ：その他の機器 □ウ：海水こし器</p> <p>(3) 定置網漁業の操業体制の効率化に資する機器 □ 海上ブロードバンド用機器</p>	

(注) (略)

(3) 取組の目標(KPI)

事業実施者名

○漁業所得10%以上向上の例 (※③漁労支出の内訳を明確に区分できない場合は、目安となる割合を示すこと。)

	基準年	1年目 (4年度)	2年目 (5年度)	3年目 (6年度)	4年目 (7年度)	5年目 (8年度)	備考
①漁業所得 (②-③)	0万円	0	0	0	0	0	
向上割合(対基)	-	100%	100%	100%	100%	100%	

3. 漁業経営の状況及び今後の競争力強化対策

(1) (略)

(2) 競争力強化の取組

種別	種別	メーカー名	型式・機種等
導入機器等	(kW)		
<p>・機器等を導入することにより得られる効果</p>			
<p>・収益向上(KPI 10%向上)の取組内容</p>			
<p>・業務要領第2条第1項の支援対象機器の中で該当する項目に☑を付して下さい。</p>		<p>(1) 省力・省コスト化に資する機器 □ア：漁船用エンジン(船内機または船外機) □イ：その他の機器</p> <p>(2) 生産性向上に資する機器 □ア：漁船用エンジン(船内機または船外機) □イ：その他の機器 □ウ：海水こし器</p> <p>(3) 定置網漁業の操業体制の効率化に資する機器 □ 海上ブロードバンド用機器</p>	

(注) (略)

(3) 取組の目標(KPI)

事業実施者名

○漁業所得10%以上向上の例 (※③漁労支出の内訳を明確に区分できない場合は、目安となる割合を示すこと。)

	基準年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
①漁業所得 (②-③)	0万円	0	0	0	0	0	
向上割合(対	-	100%	100%	100%	100%	100%	

準年)							
②漁労収入	万円						
③漁労支出	0万円	0	0	0	0	0	
雇用労賃	万円						
漁船・漁具費	万円						
油費	万円						
その他	万円						
④漁労外事業所得（その他の所得）	万円						

<注意事項> (略)

○償却前利益 10%以上向上の例

	基準年	1年目 (4年度)	2年目 (5年度)	3年目 (6年度)	4年目 (7年度)	5年目 (8年度)	備考
①償却前所得 (②-③)	0万円	0	0	0	0	0	
向上割合(対 基準年)	-	100%	100%	100%	100%	100%	
②漁労収入	万円						
③漁労支出	0万円	0	0	0	0	0	
雇用労賃	万円						
漁船・漁具 費	万円						
油費	万円						
販売手数料	万円						
その他の漁 労支出	万円						
減価償却費	万円						
④漁労利益 (②-③)	0万円						
⑤漁労外事業 所得(その他 の所得) (※)	万円						

基準年)							
②漁労収入							
③漁労支出	0万円	0	0	0	0	0	0
雇用労賃	万円 (%)						
漁船・漁具 費	万円 (%)						
油費	万円 (%)						
その他	万円 (%)						
④漁労外事業 所得(その他 の所得)	万円						

<注意事項> (略)

○償却前利益 10%以上向上の例

	基準年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
①償却前所得 (②-③)	0万円	0	0	0	0	0	
向上割合(対 基準年)	-	100%	100%	100%	100%	100%	
②漁労収入	万円						
③漁労支出	0万円	0	0	0	0	0	
雇用労賃	万円						
漁船・漁具 費	万円						
油費	万円						
販売手数料	万円						
その他の漁 労支出	万円						
減価償却費	万円						
④漁労利益 (②-③)	0万円						
⑤漁労外事業 所得(その他 の所得) (※)	万円						

3)																	
⑥経常利益 (※2)	万円																
(※1)～(※3) (略) <注意事項> (略) ○設定した基準年の種類 (略) 4～6 (略) 別記様式第8－1号別添1 (略) 別記様式8－2号～10号 (略)									3)								
(※1)～(※3) (略) <注意事項> (略) ○設定した基準年の種類 (略) 4～6 (略) 別記様式第8－1号別添1 (略) 別記様式8－2号～10号 (略)									⑥経常利益 (※2)								
(※1)～(※3) (略) <注意事項> (略) ○設定した基準年の種類 (略) 4～6 (略) 別記様式第8－1号別添1 (略) 別記様式8－2号～10号 (略)									万円								
(※1)～(※3) (略) <注意事項> (略) ○設定した基準年の種類 (略) 4～6 (略) 別記様式第8－1号別添1 (略) 別記様式8－2号～10号 (略)									(※2)								

附 則 (令和●年●月●日)

- 1 この改正は、令和●年●月●日から実施する。
- 2 改正前の実施要領に基づき行うこととされている助成事業については、なお従前の例による。